

徳島県規則第三十三号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

本則の第三条第二項中「十日」を「十四日」に改める。

本則の第四条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

本則の第三十五条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

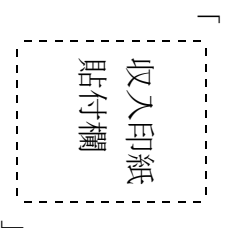
本則の第三十六条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 受注者は、第一項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が適当と認める措置を講ずることができ。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

本則の第五十七条第二項中「監理技術者等」の下に「、専門技術者」を加える。

本則の様式中「、」を「、」に改める。

本則の様式第一号中



を削り、「保存する。」の次に「ただし、契約書

に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。」を加え、「④」及び「⑤」を削る。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

改正後の徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約（同日前に徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十六条の規定による公告、同規則第二十九条第二項の規定による通知又は同規則第三十二条の規定による契約書案その他見積りに必要な事項の提示を行ったものを除く。）について適用する。